

確認検査業務手数料規程

ハウスプラス確認検査株式会社

1. 目的

この規程は、別に定める「ハウスプラス確認検査株式会社確認検査業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、ハウスプラス確認検査株式会社（以下「ハウスプラス」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

2. 建築物に関する確認の申請手数料

- (1) 建築物に関する確認申請手数料は、確認申請1件につき別表第1に定める額とする。
- (2) 別表第1の床面積の合計は、次の各号に定める区分に応じた面積について算定する。
 - ① 建築物を建築する場合（次の②乃至④に掲げる場合は除く。）は、当該建築に係る部分の床面積
 - ② 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をハウスプラス以外から受けている場合は、当該建築に係る部分の床面積
 - ③ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、かつ、当該計画の変更に係る直前の確認をハウスプラスから受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積を加算）
 - ④ 検査後に追加説明書を提出する場合は、当該追加説明に係る部分の床面積の2分の1
 - ⑤ 増築する場合は、当該建築に係る部分の床面積（但し、既存の建物の直前の確認をハウスプラスから受けている場合で、建築物を別棟増築する場合は、当該建築に係る部分の床面積）
- (3) 複数棟である建築物の確認申請で床面積の合計が500㎡を超える場合、（2以上の部分がエキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分における各部分を含み、棟毎の床面積が200㎡を超える棟に限る。）別表第1の床面積の合計欄に該当する申請金額の20%を構造計算上の棟数から1を控除した数に乗じて得た額を加算する。ただし、構造強度に係る国土交通大臣の認定を受けている建築物を除く。
- (4) 建築物の建築確認に関する追加手数料は、別表第2に掲げるとおりとする。

3. 建築設備及び工作物に関する確認の申請手数料

建築設備（小荷物専用昇降機、ホームエレベータを含む。以下同じ。）及び工作物に関する確認申請手数料は、別表第4に定める額とする。

4. 建築物に関する中間検査の申請手数料

- (1) 建築物に関する中間検査手数料は、中間検査1件につき別表第1に定める額とする。

- (2) 建築物に関する中間検査手数料は、当該検査を行う部分の床面積の合計とする。
- (3) 検査の結果、申請に係る建築物の再検査を行う場合の手数料は、別表第1に定める額の半額とする。
- (4) 直前の確認申請をハウスプラス以外から受けている場合の中間検査手数料は、一の建築物につき別表第1の確認申請手数料を加えた額とする。

5. 建築設備及び工作物に関する中間検査の申請手数料

- (1) 建築設備及び工作物に関する中間検査手数料は、中間検査1件につき別表第4に定める額とする。建築設備に関する中間検査手数料は、以下の通りとする。
- (2) 検査の結果、申請に係る建築物の再検査を行う場合の手数料は、別表第4に定める額とする。
- (3) 直前の確認申請をハウスプラス以外から受けている場合の中間検査手数料は、一の工作物につき別表第4の確認申請手数料を加えた額とする。

6. 建築物に関する完了検査の申請手数料

- (1) 建築物に関する完了検査手数料は、完了検査1件につき別表第1に定める額とする。
- (2) 検査の結果、申請に係る建築物の再検査を行う場合の手数料は、別表第1に定める額の半額とする。
- (3) 直前の確認申請をハウスプラス以外から受けている場合の完了検査手数料は、一の建築物につき別表第1の確認申請手数料を加えた額とする。
- (4) 建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下、「省エネ判定」）を要した建築物の完了検査においては、追加手数料として別表第3に掲げる額を加算する。

7. 建築設備及び工作物に関する完了検査の申請手数料

- (1) 建築設備及び工作物に関する完了検査手数料は、完了検査1件につき別表第4に定める額とする。
- (2) 検査の結果、申請に係る建築物の再検査を行う場合の手数料は、別表第4に定める額とする。
- (3) 直前の確認申請をハウスプラス以外から受けている場合の完了検査手数料は、一の工作物につき別表第4の確認申請手数料を加えた額とする。

8. 仮使用認定に係る申請手数料

仮使用認定の申請に係る書類・図面審査・現場検査の手数料の額は、建築物の申請一件につき、別表第5に掲げるとおりとする。

9. 遠隔地の場合の検査申請手数料

検査の対象となる工事が、遠隔地の場合は、別表第6に掲げる額を加算する。

10. 確認申請等手数料の減額

ハウスマスは手数料の額を、次に掲げる場合に減額することができるものとする。*

- (1) 年間相当数の申請が見込めるとハウスマスが判断したとき。(100件以上の場合減額率15%とし、減額率上限35%)
- (2) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の申請を受けたとき。(減額率上限10%)
- (3) ハウスマスの行う他の業務により、審査又は検査の合理化が図れるとき。(減額率上限10%)
- (4) あらかじめハウスマスが指定したコンピューターシステムを利用して申請を行ったとき。(減額率上限15%)
- (5) 一戸建ての住宅で共通仕様等に基づいている場合など、効率的に審査が行えるとき。(減額率上限5%)
- (6) その他訂正が少ない等ハウスマスが必要と判断したとき。(減額率上限10%)

※ 減額率は加算できるものとし、減額率67%を上限とする。

11. 協議事項

その他、本規定に記載のない事項については別途協議のうえ定めることとする。

この規程は、2021年4月1日より適用する。